



# 鳥取県公報

平成16年10月29日(金)

号外第166号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	鳥獣保護区の区域の指定の変更及び存続期間の更新(809)(環境政策課).....	1
	鳥獣保護区の存続期間の更新(810)( " ).....	2
	銃猟禁止区域の設定の一部改正(6件)(811~816)( " ).....	3
	鳥獣保護区の存続期間の更新の一部改正(4件)(817~820)( " ).....	9
	鉛散弾規制地域の設定の一部改正(821)( " ).....	14
	鳥獣保護区の指定の一部改正(822)( " ).....	14
	騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正(823)( " ).....	15
	指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定の一部改正(824)( " ).....	15
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正(825)( " ).....	15
	振動規制法による地域の指定及び規制基準の一部改正(826)( " ).....	16

## 告 示

### 鳥取県告示第809号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定による鳥獣保護区の区域の指定を変更し、及び同条第7項ただし書の規定に基づき、同保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 鳥獣保護区の名称

道後山鳥獣保護区

#### 2 鳥獣保護区の区域

鳥根県と鳥取県との境界と県道横田多里線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を南西に進み、農道新田線に至り、同農道を南西に進み、日野郡日南町上萩山奥萩部落から同町新屋新山部落に通じる平吹越山道に至り、同山道を南方及び南西に進み、林道野富線に至り、同林道を南東に進み、広域基幹林道窓山線に至り、同林道を東方に進み、町道坂郷線に至り、同町道を東方に進み、国道183号に至り、同国道を南方に進み、峠根橋で津久谷川に至り、同川を南方に進み、日野川地域森林計画区日南町424林班と425林班の境界に至り、同境界を東方に進み、423林班と424林班の境界に至り、同境界を東方に進み、422林班と423林班の境界に至り、同境界を東方に進み、423林班と若松鉦山跡との境界に至り、同境界を東方に進み、423林班内の林相境界に至り、同境界を東方に進み、414林班と417林班の境界に至り、同境界を北東に進み、414林班と415林班の境界に至り、同境界を北方に進み、若松川に至り、同川を南東に進み、

出立山道に至り、同山道を北東に進み、県道新見多里線に至り、同県道を東方に進み、奥日野広域農道に至り、同農道を南東、北東及び南東に約3.7キロメートル進み、日南町豊栄字名谷山から字若杉を東西に横断する山道に至り、同山道を東方に進み、町道若杉線に至り、同町道を南方に進み、日野郡日南町豊栄若杉部落から岡山県阿哲郡神郷町に通じる三室越山道に至り、同山道を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方及び南西に進み、鳥取県と広島県との境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域（面積3,508ヘクタール）

（変更前 鳥根県と鳥取県との境界と県道横田多里線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道荒田線に至り、同町道を南西に進み、農道新田線に至り、同農道を南西に進み、日野郡日南町上萩山奥萩部落から同町新屋新山部落に通じる平吹越山道に至り、同山道を南方及び南西に進み、林道野富線に至り、同林道を南東に進み、町道坂郷線に至り、同町道を東方に進み、国道183号に至り、同国道を北東に進み、町道内方線に至り、同町道を東方に進み、日野郡日南町新屋から若松鉦山に通じる旧新屋越山道に至り、同山道を南東に進み、若松川に至り、同川を南東に進み、出立山道に至り、同山道を北東に進み、県道新見多里線に至り、同県道を東方に進み、町道若杉石塔線に至り、同町道を南東に進み、日野郡日南町豊栄若杉部落から岡山県阿哲郡神郷町に通じる三室越山道に至り、同山道を南東に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方及び南西に進み、鳥取県と広島県との境界に至り、同境界を北西及び西方に進み、鳥取県と島根県との境界に至り、同境界を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域）

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (2) 指定目的

この区域は、中国山地の一部を形成する山岳地帯であり、県境一帯が比婆道後帝釈国定公園に指定され、豊かな自然環境が保全されている。山腹部分は植林が進み、針葉樹林帯を形成する一方、山頂部は広葉樹林帯を形成し、全般に豊かな森林が維持されており、多様な鳥類の生息が確認されている。これらの森林に生息する鳥獣の保護を図るため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区に指定し、もって地域における生物多様性の確保を図るものである。

### 鳥取県告示第810号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存続期間	面積
日南湖鳥獣保護区	日野郡日南町菅沢地内の国道180号と県道阿毘縁菅沢線の交点を起点とし、同所から国道180号を北東に進み、中原橋西端に至り、同所から同橋西端から東端を結ぶ延長線を南方に進み、菅沢川左岸に至り、同川左岸を東方へ進み、日南町菅沢字菅沢山と日南町菅沢字内井ヶ瀬川向山の境界に至り、同所から菅沢山尾根を南東に進み、日南町と日野町との境界に至り、同境界を南西、北方及び南西に進み、町道生山印賀線に至り、同町道を北方に進み、	平成16年11月1日から平成26年10月31日まで	1,147ヘクタール

町道印賀古市線に至り、同町道を東方に進み、県道阿毘縁菅沢線に至り、同  
 県道を東方及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

**鳥取県告示第811号**

平成7年鳥取県告示第688号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日  
 から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改  
 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
水尻池銃 猟禁止区 域	鳥取市気高町奥沢見地 内の市道宝木酒津水尻線 と市道母木坂線との交点 を起点とし、同所から市 道宝木酒津水尻線を南東 に進み、市道奥沢見長丁 線に至り、同市道を南西 に進み、市道奥沢見光元 線に至り、同市道を北西 に進み、市道母木坂線に 至り、同市道を北東に進 み起点に至る線に囲まれ た一円の地域	平成7年 11月1日 から平成 17年10月 31日まで	32ヘク タール	水尻池銃 猟禁止区 域	気高郡気高町大字奥沢 見地内の町道宝木酒津水 尻線と町道母木坂線との 交点を起点とし、同所か ら町道宝木酒津水尻線を 南東に進み、町道奥沢見 長丁線に至り、同町道を 南西に進み、町道奥沢見 光元線に至り、同町道を 北西に進み、町道母木坂 線に至り、同町道を北東 に進み起点に至る線に囲 まれた一円の地域	平成7年 11月1日 から平成 17年10月 31日まで	32ヘク タール
略				略			

**鳥取県告示第812号**

平成10年鳥取県告示第668号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日  
 から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改  
 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
鳥取銃猟 禁止区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線と市道湯所村5号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西及び西方に進み、溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左岸を北方に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、国道9号に至り、同国道を南西に進み、市道湯山海土線に至り、同市道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、市道湯山多鯰ガ池線に至り、同市道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南方に進み、市道覚寺16号線に至り、同市道を南方に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高聾山山頂に至り、同山頂より高聾山稜線を南東及び南西に進み、鳥取営林署旧城山国有林の石標340号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標379号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標394号に至り、同石標から山林と耕地との境界を北西に進み、八幡池堤防に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所から山林と宅地との境界を南西に進み、市道湯所村5号線に至り、同市道を南	平成10年 11月1日 から平成 20年10月 31日まで	2,684 ヘクタ ール	鳥取銃猟 禁止区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線と市道湯所村5号線との交点を起点とし、同所から同県道を南西及び西方に進み、溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左岸を北方に進み、海岸線に至り、同海岸線を東方に進み、塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、国道9号に至り、同国道を南西に進み、市道湯山海土線に至り、同村道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、市道湯山多鯰ガ池線に至り、同村道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南方に進み、市道各寺16号線に至り、同市道を南方に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高聾山山頂に至り、同山頂より高聾山稜線を南東及び南西に進み、鳥取営林署旧城山国有林の石標340号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標379号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標394号に至り、同石標から山林と耕地との境界を北西に進み、八幡池堤防に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所から山林と宅地との境界を南西に進み、市道湯所村5号線に至り、同市道を南	平成10年 11月1日 から平成 20年10月 31日まで	2,684 ヘクタ ール

西に進み起点に至る線に 囲まれた一円の地域	略	西に進み起点に至る線に 囲まれた一円の地域	略
--------------------------	---	--------------------------	---

**鳥取県告示第813号**

平成11年鳥取県告示第664号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
百谷銃猟 禁止区域	鳥取市百谷地内の県道 福部鳥取線と市道百谷線 との交点を起点とし、同 所から同市道を西方に進 み、百谷ダム管理道に至 り、同管理道を西方に進 み、鳥取市百谷字矢谷か ら国有林鳥取事業区旧城 山国有林に通ずる山道 (通称矢谷山道)に至り、 同山道を西方に進み、国 有林鳥取事業区旧城山国 有林の石標248号に至り、 同石標から同国有林と民 有林との境界を北東、南 西及び北西に進み、同国 有林の石標325号に至り、 同石標から鳥取市覚寺と 同市百谷の境界を北東に 進み、 <u>平成16年11月1日</u> <u>市町村合併前の鳥取市と</u> <u>平成16年11月1日市町村</u> <u>合併前の福部村との境界</u> に至り、同境界を南東、 北東及び南東に進み、県 道福部鳥取線に至り、同 県道を南西に進み起点に 至る線に囲まれた一円の	平成11年 11月1日 から平成 21年10月 31日まで	122ヘ クター ル	百谷銃猟 禁止区域	鳥取市百谷地内の県道 福部鳥取線と市道百谷線 との交点を起点とし、同 所から同市道を西方に進 み、百谷ダム管理道に至 り、同管理道を西方に進 み、鳥取市百谷字矢谷か ら国有林鳥取事業区旧城 山国有林に通ずる山道 (通称矢谷山道)に至り、 同山道を西方に進み、国 有林鳥取事業区旧城山国 有林の石標248号に至り、 同石標から同国有林と民 有林との境界を北東、南 西及び北西に進み、同国 有林の石標325号に至り、 同石標から鳥取市覚寺と 同市百谷の境界を北東に 進み、鳥取市と福部村と の境界に至り、同境界を 南東、北東及び南東に進 み、 <u>県道福部鳥取線に至</u> <u>り、同県道を南西に進み</u> <u>起点に至る線に囲まれた</u> <u>一円の地域</u>	平成11年 11月1日 から平成 21年10月 31日まで	122ヘ クター ル

地域	
略	略

**鳥取県告示第814号**

平成12年鳥取県告示第584号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
河内川銃 猟禁止区 域	鳥取市気高町宝木地内の国道9号と県道矢口鹿野線との交点を起点とし、同点から同国道を東方に進み、同国道と2級河川河内川との合流点に至り、同川右岸を南方に進み、同川右岸と市道上光下光元二本木線との交点に至り、同市道を西方に進み、同市道と県道矢口鹿野線との交点に至り、同県道を北方に進み、同県道と市道下坂本村内線との交点に至り、同市道を北方に進み、同市道と県道矢口鹿野線との交点に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成12年 11月1日 から平成 22年10月 31日まで	153ヘ クター ル	河内川銃 猟禁止区 域	気高郡気高町大字宝木地内の国道9号と県道矢口鹿野線との交点を起点とし、同点から同国道を東方に進み、同国道と2級河川河内川との合流点に至り、同川右岸を南方に進み、同川右岸と町道上光下光元二本木線との交点に至り、同町道を西方に進み、同町道と県道矢口鹿野線との交点に至り、同県道を北方に進み、同県道と町道下坂本村内線との交点に至り、同町道を北方に進み、同町道と県道矢口鹿野線との交点に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成12年 11月1日 から平成 22年10月 31日まで	153ヘ クター ル
略				略			

**鳥取県告示第815号**

平成13年鳥取県告示第569号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
津ノ井銃 猟禁止区 域	鳥取市桂木地内の県道 若葉台東町線と市道久末 生山線との交点を起点と し、同所から同市道を東 方に進み、県道津ノ井国 府線に至り、同県道を北 西に進み、市道桜谷津ノ 井線に至り、同市道を北 方に進み、市道杉崎7号 線に至り、同市道を北方 に進み、市道杉崎6号線 との交点に至り、同市道 を北東に進み、洗井川左 岸に至り、同川左岸を東 方に進み、 <u>平成16年11月</u> <u>1日市町村合併前の鳥取</u> <u>市（以下この欄において</u> <u>「旧鳥取市」という。）</u> と平成16年11月1日市町 村合併前の国府町との境 界に至り、同境界を南東 に進み、同境界線上の木 製標柱（No. 1）に至り、 同標柱から鳥取都市計画 区域の市街化区域と市街 化調整区域との境界線上 の木製標柱（No. 2）に 至り、同境界を西方に進 み、国道29号との交点に 至り、同国道を南方に進 み、 <u>旧鳥取市と郡家町と</u> <u>の境界に至り、同境界を</u> <u>西方に進み、同市祢宜谷</u> <u>と同市越路の境界線との</u> <u>交点に至り、同境界を北</u> <u>方に進み、市道久末7号</u> <u>線に至り、同市道を北方</u>	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	533ヘ クター ル	津ノ井銃 猟禁止区 域	鳥取市桂木地内の県道 若葉台東町線と市道久末 生山線との交点を起点と し、同所から同市道を東 方に進み、県道津ノ井国 府線に至り、同県道を北 西に進み、市道桜谷津ノ 井線に至り、同市道を北 方に進み、市道杉崎7号 線に至り、同市道を北方 に進み、市道杉崎6号線 との交点に至り、同市道 を北東に進み、洗井川左 岸に至り、同川左岸を東 方に進み、 <u>鳥取市と国府</u> <u>町との境界に至り、同境</u> <u>界を南東に進み、同境界</u> <u>線上の木製標柱（No. 1）</u> <u>に至り、同標柱から鳥取</u> <u>都市計画区域の市街化区</u> <u>域と市街化調整区域との</u> <u>境界線上の木製標柱（N</u> <u>o. 2）に至り、同境界を</u> <u>西方に進み、国道29号と</u> <u>の交点に至り、同国道を</u> <u>南方に進み、鳥取市と郡</u> <u>家町との境界に至り、同</u> <u>境界を西方に進み、同市</u> <u>祢宜谷と同市越路の境界</u> <u>線との交点に至り、同境</u> <u>界を北方に進み、市道久</u> <u>末7号線に至り、同市道</u> <u>を北方に進み、同市久末</u> <u>203 - 2地先の農道に至</u> <u>り、同農道を北東に進み、</u> <u>市道南栄広岡線に至り、</u> <u>同市道を南東に進み、市</u>	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	533ヘ クター ル

	に進み、同市久末203 - 2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域				道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
系録池銃 猟禁止区 域	県道鳥取鹿野倉吉線と市道出百姓線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み、農道南鹿野1号線に至り、同農道を南西に進み、農道南鹿野12号線に至り、同農道を南方に進み、木製標柱(No. 1)に至り、同標柱から南西に伸びる尾根を同方向に進み、木製標柱(No. 2)に至り、同標柱から西方に進み、木製標柱(No. 3)に至り、同標柱から農業用水路を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	13ヘク タール	系録池銃 猟禁止区 域	県道鳥取鹿野倉吉線と町道出百姓線との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、農道南鹿野1号線に至り、同農道を南西に進み、農道南鹿野12号線に至り、同農道を南方に進み、木製標柱(No. 1)に至り、同標柱から南西に伸びる尾根を同方向に進み、木製標柱(No. 2)に至り、同標柱から西方に進み、木製標柱(No. 3)に至り、同標柱から農業用水路を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成13年 11月1日 から平成 23年10月 31日まで	13ヘク タール
略				略			

**鳥取県告示第816号**

平成14年鳥取県告示第544号(銃猟禁止区域の設定について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
日光池銃 猟禁止区 域	鳥取市気高町日光地内の市道日光浜村線と市道日光2号線の交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、市道新田下坂本線に至り、同市道を南方に進み、同市道と農道日光越路谷線との交点に至り、同農道を西方に進み、山林と水田との境界に至り、同境界を北西及び南西に進み、市道日光村内線に至り、同市道を南西、西方、北西及び北東に進み、市道日光浜村線に至り、同市道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	40ヘク タール	日光池銃 猟禁止区 域	気高郡気高町大字日光地内の町道日光浜村線と町道日光2号線の交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み、町道新田下坂本線に至り、同町道を南方に進み、同町道と農道日光越路谷線との交点に至り、同農道を西方に進み、山林と水田との境界に至り、同境界を北西及び南西に進み、町道日光村内線に至り、同町道を南西、西方、北西及び北東に進み、町道日光浜村線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成14年 11月1日 から平成 24年10月 31日まで	40ヘク タール
略				略			

鳥取県告示第817号

平成8年鳥取県告示第738号（鳥獣保護区の存続期間の更新について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
千代川流 域鳥獣保 護区	鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に至り、同	平成8年 11月1日 から平成 18年10月 31日まで	641ヘ クター ル	千代川流 域鳥獣保 護区	鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に至り、同	平成8年 11月1日 から平成 18年10月 31日まで	641ヘ クター ル

県道を南方に進み、国道53号に至り、同国道を南方に進み、円通寺橋を経て平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市と平成16年11月1日市町村合併前の河原町の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	県道を南方に進み、国道53号に至り、同国道を南方に進み、円通寺橋を経て鳥取市と河原町の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
---	---

**鳥取県告示第818号**

平成13年鳥取県告示第551号（鳥獣保護区の存続期間の更新について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
岩美鳥獣保護区	鳥取市福部町細川地内の国道9号如来橋西詰を起点とし、同所から塩見川左岸を北方に下り、同川左岸端に至り、同所から海岸汀線に沿って北東に進み、岩美郡岩美町大字網代、大字田後、大字浦富及び陸上海岸を経て、鳥取県と兵庫県の境界に至り、同所から同境界を南東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の真上に至り、同所から隧道上を南西に進	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	2,590ヘクタール	岩美鳥獣保護区	岩美郡福部村大字細川地内の国道9号如来橋西詰を起点とし、同所から塩見川左岸を北方に下り、同川左岸端に至り、同所から海岸汀線に沿って北東に進み、同郡岩美町大字網代、大字田後、大字浦富及び陸上海岸を経て、鳥取県と兵庫県の境界に至り、同所から同境界を南東に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線陸上隧道の真上に至り、同所から隧道上を南西に進	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	2,590ヘクタール

<p>み、同線上に至り、同線を西方に進み、陸上鉄橋に至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西に進み、町道陸上中央線に至り、同町道を西方に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、県道網代港線に至り、同県道を西方に進み、同国道に至り、同国道を南西に進み、国道9号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接する点を中心とした半径1キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から1キロメートル以内の海面</p>	<p>み、同線上に至り、同線を西方に進み、陸上鉄橋に至り、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西に進み、町道陸上中央線に至り、同町道を西方に進み、国道178号に至り、同国道を南西に進み、県道網代港線に至り、同県道を西方に進み、同国道に至り、同国道を南西に進み、国道9号に至り、同国道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域、塩見川右岸端と海岸汀線の接する点を中心とした半径1キロメートル以内の海面及び同右岸から兵庫県境までの海岸汀線から1キロメートル以内の海面</p>
--	--

**鳥取県告示第819号**

平成14年鳥取県告示第545号（鳥獣保護区の存続期間の更新について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
沢川鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と平成16年11月1日市町村合併前の国府町（以下この欄において「旧国府町」という。）と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	785ヘクタール	沢川鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と国府町と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から鳥取県と兵庫県との境界を南東に進み、鳥取森林管理署沢川国有林16林班と浦山国有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	785ヘクタール

	川国有林16林班と浦山国有林19林班の境界に至り、同境界を南西に進み、沢川国有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八東町との境界に至り、同境界を北西に進み、旧国府町と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域				有林と民有林との境界に至り、同境界を北方に進み、千代川森林計画区の若桜町に係る110林班と111林班の境界に至り、同境界を北西に進み、来見野川左岸に至り、同川左岸を北東に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み、同国有林15林班と16林班との境界に至り、同境界を南東に進み、林道東因幡線に至り、同林道を北西に進み、同国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八東町との境界に至り、同境界を北西に進み、 <u>国府町</u> と若桜町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
扇ノ山鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と平成16年11月1日市町村合併前の国府町(以下この欄において「旧国府町」という。)と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から旧国府町と若桜町との境界を南方に進み、旧国府町と八東町との境界に至り、同境界を南西に進み、旧国府町と郡家町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の国府町に係る98林班と103林班との境界に至り、同境界を北西に進み、98林班と99林班との境界に至り、同境界を北方に進み、市道雨滝1号線に至	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	1,661ヘクタール	扇ノ山鳥獣保護区	鳥取県と兵庫県との境界と国府町と若桜町との境界の交点を起点とし、同所から国府町と若桜町との境界を南方に進み、国府町と八東町との境界に至り、同境界を南西に進み、国府町と郡家町との境界に至り、同境界を南西に進み、鳥取森林管理署扇ノ山国有林と民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、千代川森林計画区の国府町に係る98林班と103林班との境界に至り、同境界を北西に進み、98林班と99林班との境界に至り、同境界を北方に進み、町道雨滝1号線に至り、同町道を北西に進み、同町道北側の山林と雨滝いこいの広場との境界に至り、同	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで	1,661ヘクタール

<p>り、<u>同市道</u>を北西に進み、<u>同市道北側</u>の山林と雨滝いこいの広場との境界に至り、同境界を北方に進み、雨滝川と笠滝川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道蕪島鳥越線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>境界を北方に進み、雨滝川と笠滝川の合流点に至り、同所の北東側のりょう線を北方に進み、林道河合谷線に至り、同林道を北方に進み、同林道と林道鳥越高原線との交点に至り、林道鳥越高原線を北東に進み、町道蕪島鳥越線に至り、同町道を北西に進み、山道鳥越海上線に至り、同山道を東方に進み、鳥取県と兵庫県との境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
略	略

**鳥取県告示第820号**

平成15年鳥取県告示第662号（鳥獣保護区の存続期間の更新について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
名 称	区 域	存続期間	面 積	名 称	区 域	存続期間	面 積
略				略			
高鉢山鳥獣保護区	鳥取市佐治町に所在する鳥取森林管理署山王谷国有林の93林班及び94林班の区域並びに千代川森林計画区佐治村31林班のI 小班並びに32林班のD 小班及びE 小班的区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	302ヘクタール	高鉢山鳥獣保護区	八頭郡佐治村に所在する鳥取森林管理署山王谷国有林の93林班及び94林班の区域並びに千代川森林計画区佐治村31林班のI 小班並びに32林班のD 小班及びE 小班的区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	302ヘクタール
略				略			

**鳥取県告示第821号**

平成13年鳥取県告示第595号（鉛散弾規制地域の設定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
名 称	区 域	面 積	名 称	区 域	面 積
略			略		
千倉奥堤 鉛散弾規 制地域	鳥取市河原町谷一木地内の千倉奥 堤の湖面	0.5ヘ クター ル	千倉奥堤 鉛散弾規 制地域	八頭郡河原町大字谷一木地内の千 倉奥堤の湖面	0.5ヘ クター ル
略			略		

**鳥取県告示第822号**

平成15年鳥取県告示第660号（鳥獣保護区の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 鳥獣保護区の区域 鳥取市鹿野町に所在する鳥取森林管理署鷲峰山国有林の111林班、112林班、115林班及び116林班の区域並びに鳥取市に所在する鳥取森林管理署猪呼谷国有林の113林班及び114林班の区域並びに千代川森林計画区鳥取市144林班、145林班及び146林班の区域（面積893ヘクタール）	2 鳥獣保護区の区域 気高郡鹿野町に所在する鳥取森林管理署鷲峰山国有林の111林班、112林班、115林班及び116林班の区域並びに鳥取市に所在する鳥取森林管理署猪呼谷国有林の113林班及び114林班の区域並びに千代川森林計画区鳥取市144林班、145林班及び146林班の区域（面積893ヘクタール）
3 及び 4 略	3 及び 4 略

**鳥取県告示第823号**

平成15年鳥取県告示第378号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭郡郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p>	<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、<u>岩美郡国府町</u>、八頭郡郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p>
2 略	2 略

**鳥取県告示第824号**

平成15年鳥取県告示第380号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭郡郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>a 区域 別図において緑色で示した区域 b 区域 別図において黄色で示した区域 c 区域 別図において赤色で示した区域</p>	<p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、<u>岩美郡国府町</u>、八頭郡郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>a 区域 別図において緑色で示した区域 b 区域 別図において黄色で示した区域 c 区域 別図において赤色で示した区域</p>

**鳥取県告示第825号**

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規制地域</p> <p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び智頭町、東伯郡三朝町、関金町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び南部町の区域のうち別図に示す地域</p>	<p>1 規制地域</p> <p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、<u>岩美町及び福部村</u>、八頭郡郡家町、船岡町、<u>河原町</u>、八東町、<u>用瀬町</u>、佐治村及び智頭町、<u>気高郡気高町</u>、<u>鹿野町及び青谷町</u>、東伯郡三朝町、関金町、北条町、大栄町、湯梨浜町及び琴浦町並びに西伯郡岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町及び南部町の区域のうち別図に示す地域</p>
2 略	2 略

#### 鳥取県告示第826号

平成15年鳥取県告示第382号（振動規制法による地域の指定及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域</p> <p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p>	<p>1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域</p> <p>鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、<u>岩美郡国府町</u>及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p>
2 略	2 略